

『名号威徳物語』 解題・翻刻

解題

『名号威徳物語』は、東京都世田谷区にある浄真寺（九品仏）の開山である珂碩上人の奇瑞譚を記した書物である。著者名は記されていないが、本書の序文で「和尚存生にまし〜し時、うげんなる事あまた有といへども、目のあたり見聞せし事、ひとつふたつ覚え侍りしを、我はかりしらは平等の機ならず、世間にしらしめて、猶勸善懲悪のためとならんと、つたなき筆をそめて、首尾不都合なりといへども、きゝしまゝにかきつゞり侍る」と述べていることから、珂碩の身近な弟子による著作であると推測できる。

飯野 朋美

珂碩の弟子の中には、九軀の仏像を造ることに尽力した珂憶がいる。珂憶の閲歴については、『浄真寺 文化財総合調査報告』⁽¹⁾からかいつまんで紹介する。珂憶は、多くの寺院を再興・創建したが、大坂玉手山の安福寺を再建して、ここを自身終生の地と定めた。珂碩は、自身亡き後の住職に珂憶を懇望し、また九品仏堂の建立を遺囑した。しかし珂憶は上方に残る信徒らのことも考え、三日間だけ浄真寺住職を引受け、後継の住職に林碩を推し、自らは安福寺に戻ってしまった。その代り九品仏堂の造営には出来得る限りのことをしようと思心した。一般的に堂宇の建立は勧進でまかなうが、珂憶はこの造営を師への報謝のためと考え、他に一切勧進を行わなかった。田地もすべて売り払い、さらに五百両の借金をしてまで

自力での堂宇建立にこだわった。それだけ師への敬慕の念が強かったのだと思われるが、これだけの熱意の持ち主であれば、師の没後間もなく、威徳を広めるために奇瑞譚を出版した可能性は大いにあるのではないだろうか。また、大坂在住の珂憶の作であれば、略解題に記すごとく、上方で出版されたのもうなずける。

現在までに管見に入った伝本は、以下の三本である。家蔵本二本と天理大学附属天理図書館蔵本である。以下に三本の略解題を記す。飯野乙本と天理本については、飯野甲本と異なる点のみ記す。

飯野甲本

大本二巻二冊（取り合わせ）。

表紙 上巻後補朽葉色、二十六・六×十七・九糎。

下巻薄縹色地に毘沙門格子卷竜文様を摺り出す、

二十六・七×十七・八糎。

外題 上巻左肩に「名号威徳物語上（菱川画）」と朱筆書き。

序題 「名号威徳物語上」。

序記 「于時元禄八乙亥天孟春吉旦」

内題 上巻なし、下巻「名号威徳物語下」。

柱刻 序 上部に「名号上」、下部に「一（二）」。

上巻 上部に「名号上」、下部に「一（廿二）」。

下巻 上部に「名号下」、下部に「一（廿）」。

匡郭 四周单边、十九・〇×十三・三糎。

界 なし。

本文 每半葉十行、行二十二字内外、漢字平仮名交じり、句読点・濁点付刻。

挿絵 上巻三ウ四才、十二ウ十三才、十九ウ二十才。

下巻四ウ五才、十二ウ十三才、十七ウ十八才。

丁数 上巻二十四丁（含序二丁、最終丁欠）。下巻二十丁。

刊記 下巻終丁ウに本文九行があつて、九・十行目下部

に「京 永田 長兵衛／大坂雁金屋庄兵衛 板」。

備考 上巻表紙右肩に「元禄八年」と朱筆書き。

飯野乙本

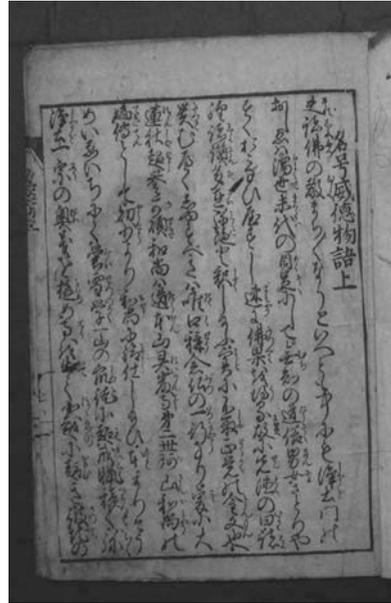
半紙本存上巻一冊。包背装。

表紙 後補縹色表紙、二十二・八×十六・〇糎。

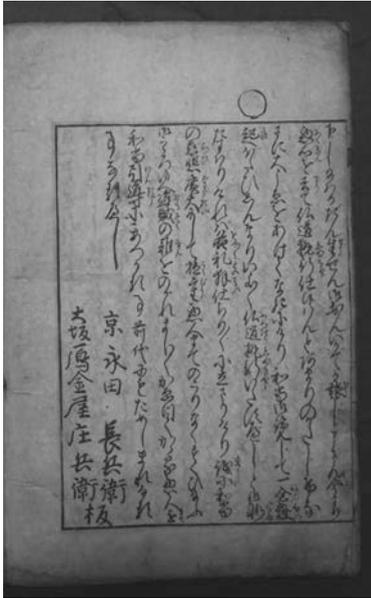
題簽 中央後補題簽に「名号物かたり」と墨筆書き。

柱刻 上巻 上部に「名号上」、下部に「一（廿三）」。

飯野乙本序



飯野甲本刊記



匡郭 四周単辺、十九・〇×十三・三糎。

本文 終丁（後表紙見返）に返点付刻。

丁数 二十四・五丁（含序二丁）。

備考 もともと大本であったのを、半紙本、包背装に改

装したか。

天理本（九一三・六二一）イ三五（一五）

大本存上巻一冊。

表紙 縹色表紙、二十六・六×十七・八糎。

題簽 剥落。

柱刻 序 上部に「名号上」、下部に「二（三）」。

上巻 上部に「名号上」、下部に「一（廿三）」。

匡郭 四周単辺、十九・一×十三・二糎

本文 終丁（後表紙見返）に返点付刻。

丁数 二十四・五丁（含序二丁）。

『天理図書館稀書目録 和漢書之部』第四の「名号威徳物語」の項には「序第二丁を欠く」とあるが、実際に調査を行ったところ、誤りで、天理本は二丁目の丁付が「三」となっていた。その誤刻を訂正して刷られたのが

飯野甲・乙本ではないか。とすれば、三本の中では、天理本が一番早い刷りということになる。

本書の刊記には、刊年が記されていない。刊年を推定する前に、まず先行研究を確認する。水谷不倒氏の『選択古書解題』^③には、本書が『奥沢教化拾遺』として立項されていて、「内題には『名号威徳物語』とある」とある。さらに野間光辰氏の『初期浮世草子年表』^④には「名号威徳物語」として立項されており、「改題本に『多入奥沢けうけしうゐ』があり、刊年未詳」と述べられている。

元禄九年（一六九六）正月に河内屋利兵衛から刊行された『増益書籍目録』には『奥沢教化拾遺』の名が記載され、版元は「永田長」と記されている^⑤。序の年次が元禄八年の孟春であることを考え併せると、『奥沢教化拾遺』は改題本ではなさそうである。原装本を見ていない以上、仮説に過ぎぬが、『名号威徳物語』は題簽に『奥沢教化拾遺』とある形で、元禄八年中に刊行されたのではなからうか。

発行書肆、永田長兵衛の表記も、元禄八年刊行の傍証となるようだ。永田長兵衛は現在も永田文昌堂として続く老舗の版元で、代々チヨウベエを名乗るが、チヨウベ

エのチヨウの字が時代によって変わっている。『名号威徳物語』の刊記には「長」の字が使われているが、「調」の字を使用している書物もある。^⑥改訂増補『近世書林板元総覧』^⑥によれば、「三代の長兵衛は隠居して調兵衛を称し、四代から調兵衛」を名乗ったことである。国文学研究資料館の所蔵の和古書、マイクロフィルム、デジタル画像を中心に、元禄年間に永田チヨウベエから刊行された書物の刊記を確認したところ、「長」を使用しているものは元禄二年刊の『聖徳太子日本国未来記』と同年刊の『自讃歌註』が新しくかった。『名号威徳物語』は「長」の最も遅い例ということになる。

以下、挿絵について触れる。『天理図書館稀書目録 和漢書之部』第四^⑦には、「菱川師宣風画」と書かれている。しかしながら、師宣は珂碩上人が没する以前の、元禄七年六月に亡くなっている。したがって、本書の挿絵を描いたのは、師宣ではない。水谷不倒氏は、前述の『選択古書解題』において、「絵師は古山師重」と述べている。古山師重は「菱川師宣の高弟で、古山の画姓のほかに、菱川師重を用いる場合もあり、作画期の始まりは貞享年間と推定され、元禄十年前後頃に終焉した」^⑧とされている。

る。画風は、「晩年の師宣画風に近いが、やや丸みの強い顔に特徴がある」⁽⁹⁾との事である。また、同じく水谷不倒氏が著された『古版小説挿画史』⁽¹⁰⁾の「古山師重」の項には、在名本として貞享三年（一六八六）刊の『鹿の巻筆』、同年刊の『好色江戸紫』、元禄四年（一六九一）刊の『好色染した地』、刊年不明の『役者絵尽し』の四種が挙げられている。さらに画風から推して師重の絵と認むべきものとして、『奥沢教化拾遺』の他に、元禄五年刊の『花の染分』、刊年不明の『舞曲扇林』、同『吉原源氏五十四君』⁽¹¹⁾、同『女用文章』が挙げられている。このうち、『鹿の巻筆』⁽¹²⁾、『好色江戸紫』⁽¹³⁾、『舞曲扇林』⁽¹⁴⁾の三種の挿絵と『名号威徳物語』の挿絵とを比べてみたが、確かに女性の顔の輪郭や目鼻立ちなどが似ている。

しかしここで重要なのは、絵師が師重であるかどうかではないだろう。上方で出版された『名号威徳物語』が、当時江戸で人気があった菱川派の挿絵を採用していたという点である。ちなみに元禄五年に江戸の万屋清四郎から刊行された『まこととくさ』⁽¹⁵⁾の挿絵の画風が、本書の挿絵の画風とよく似ていることにも気がついた。

『名号威徳物語』の性格について、水谷不倒氏は「題

材は奇談の一種であるが、仏の靈験を示し、勸懲を説いた点が、異なっており、因果物語・解脱物語等に類する教材と見る方が当たっている」と述べている。刊年の近い『死霊解脱物語聞書』との関係性を考えてみる。

『死霊解脱物語聞書』は元禄三年に江戸の書肆、山形屋吉兵衛から刊行された⁽¹⁶⁾。本文は『名号威徳物語』と同じく、漢字平仮名交じりである。挿絵は刊行の時点ではなく、正徳二年（一七二二）以降に加えられた⁽¹⁷⁾。作者は主人公祐天上人の弟子と思われる残寿という僧侶で、多くの部分で祐天上人の口述を、そのまま筆記しているようである。『名号威徳物語』も珂碩上人の側近くにいた人物の見聞きした話をまとめたものであるから、書物の性格は似ている。高田衛氏は、『死霊解脱物語聞書』が「浄土宗の側からの勸化本（宗教的唱導書）」という性格を持つものである⁽¹⁸⁾と述べられているが、『名号威徳物語』も、珂碩上人の偉業を今以上に広める、名号の素晴らしさを称揚するという点でいえば、宗教的唱導書、勸化本であると言えるのではないだろうか。

『名号威徳物語』には、浄真寺中興の祖、九世了海が文化九年（一八一二）に著した『九品山縁起』に取り上

げられている説話と類似した話が三話収められている。このことについては別稿に記す予定である。

『名号威徳物語』所収の説話のうち、一番筆を費やしているのは龍女濟度譚（上巻の「越後国高田不思議有事」「和尚瑞夢を見給ふ事」「和尚瑞見給ふ事」「和尚胎宗寺入院し給ふ事」）である。この系統の説話の広がりについては、既に堤邦彦氏が指摘されているが⁽¹⁾、『名号威徳物語』は、『幡随意上人行状』（延享四年（一七四七）刊、漢文体）⁽²⁾や『幡随意上人諸国行化伝』（宝暦五年（一七五五）刊、漢字片仮名交じり）⁽³⁾より五十年以上早く出版されているのである。しかも本文は漢字平仮名交じりで、挿絵入りである。

元禄五年（一六九二）には『狗張子』が、元禄十一年には『怪談全書』がそれぞれ刊行されている。この頃はまだ仮名草子が新たに出版され続けていた時期で、北条団水は西鶴の遺稿集である『西鶴織留』の序文で、西鶴の著作をも「仮名草子」と称している。それら「仮名草子」と明確に区分し難い性格を備えて、このような靈驗譚、唱導書が刊行されたという事実は注目に値する。

『西鶴織留』の元禄七年の刊記には、雁金屋庄兵衛の

名が記されている。また元禄九年刊行の『万の文反古』の刊記にも同店の名は見える。上方の重鎮ともいふべき版元永田長兵衛と、西鶴の遺稿集出版に関わった雁金屋庄兵衛から、不特定多数の読者に対して師の偉業、名号の威徳を知らしめるべく売り出された特異な勸化本、それが『名号威徳物語』であったと評することができよう。

なお、翻刻に際しては、本文は原文に忠実であるように努めたが、漢字、異体字はおおむね現行の書体に改めた。原本の句点「。」はそのままとしたが、私に「」を加え、さらに改行を施して読解の便宜を図った。底本には飯野甲本を使用した。上巻には傷みがある箇所が存在するので乙本で補った。

【注】

- (1) 世田谷区立郷土資料館『浄真寺 文化財総合調査報告』（東京都世田谷区教育委員会、一九八六年三月）。
- (2) 天理大学出版部、一九九八年。
- (3) 『水谷不倒著作集』第七卷（中央公論社、一九七四年）。
- (4) 『日本書誌学大系』四〇（青裳堂書店、一九八四年）。
- (5) 『江戸時代書林出版書籍目録集成』第二（井上書房、一九六三年）。なお市古夏生氏編『元禄・正徳 板元別出

- 版書総覧』（勉誠出版、二〇一四年）所収『増益書籍目録』の成立と展開」によれば、元禄九年刊『増益書籍目録』の早印本は国立国会図書館蔵本（八五六―三六）とすること。同本の記載も同様であることを確認した。
- (6) 『日本書誌学大系』七六（青裳堂書店、一九九八年）。(2)に同。
- (7) 『浮世絵大事典』（東京堂出版、二〇〇八年）。(8)に同。
- (8) 『水谷不倒著作集』第五卷（中央公論社、一九七三年）。
- (11) 『江戸吉原叢刊』第四卷（八木書店、二〇一一年）の解題によれば、画者は菱川師宣であるが、現在完本の所在は確認できない。
- (12) 早稲田大学図書館蔵、請求記号はへ一三／〇一九六〇。古典籍総合データベースの公開画像による。
- (13) 早稲田大学図書館蔵、請求記号はへ一三／〇四三八五。古典籍総合データベースの公開画像による。ただし、早大本には刊年の記載なし。
- (14) 早稲田大学図書館蔵、請求記号はチ一三／〇四七一七。古典籍総合データベースの公開画像による。
- (15) 国立国会図書館蔵、請求記号は京乙―二九七。国立国会図書館デジタルコレクションの公開画像による。
- (16) 家蔵本による。
- (17) 『叢書江戸文庫』二六の解題で、高田衛氏は挿絵入りの『死霊解脱物語聞書』について「西村重長は宝暦六年に六十歳で死去している人物であつて、正徳二年にはまだ十六歳であり、彼が挿絵を書いた本で、現在知られているかぎり、もっとも早いのは寛保三年の『敵対笈華蔓』であるから、挿絵入本もその時期の改版と思われる」と述べられている。
- (18) 『新編 江戸の悪霊祓い師』（ちくま書房、一九九四年一月）。
- (19) 『江戸の高僧伝説』（三弥井書店、二〇〇八年）第二編II「幡随意上人と龍女―説教の現場より―」。
- (20) 『浄土宗全書』第一七卷（山喜房仏書林、一九七一年）。家蔵本による。

翻刻

名号威徳物語上

夫諸仏の教まぢくなりといへとも、中にも浄土門のおしゑは。濁世末代の目足にして。無知の道俗男女、さとりやすく、おこなひやすし、速に仏果を得る、故に先徳の曰、諸経諸讃多在弥陀と釈し給ふ。実に不取正覚の金文也。貴むべくしゆすべきは、唯口称念佛の一行なり。

爰に大蓮社超誉可碩和尚は、道本山靈巖寺第二世珂山和尚の嫡伝として、幼少より和尚に給仕し給ひ。本よりそうめいゑいちにて、螢雪学一山の衆徒に超、戒臘積て、弥、浄土宗の奥義を極め、寺を出て北越に趣き、彼地の(序一才)衆生ことく引導せしめ給ひ。凡日本に其名の聞へあり。少のいとまあるには、仏像をきざみ、常に口業の念仏をこたらず。終に江戸目黒山陰奥沢といふところに閑居し給ひ。近国の群類、遍く勧化し給ひ。年臘積て、元禄七年冬十月廿一日に円寂し給ひ畢ぬ。されば一宗の道俗男女、和尚別をなげき、朝夕恋慕し奉る事、宛世尊沙羅双樹の本に入涅槃し給ふと

き。諸仏薩埵、二乗の羅漢、天龍八部、一切衆生、なきかなしむ有さま。目前に見るかごとし。

然、は和尚存生にまし、くし時、うげんなる事あまた有といへども。目のあたり見聞せし事、ひとつふ(序一ウ)たつ覚え侍りしを、我はかりしらは平等の機ならず。世間にしらしめて、猶勸善懲悪のためとならんと。つたなき筆をそめて、首尾不都合なりといへども、きしまゝにかきつゞり侍る。見る人うたがいを生ずる事なかれ。謂所うたかふ心は、仏法の怨敵たるおや。此物語を見て、いよく信心をおこさしめは、予がひとつの幸ならんのみ

于時元禄八乙 天孟春吉旦

(序二才) (序二ウ) 自序ス

越後国高田不思議有事

正保年中夏四月、越後国高田といふ所に。ひとつのふしき有。其故は。この年雨ふりつゞき。当国曾川の水かさまさり。堤をくつし。田畑三千石余一夜の中に洩となる、所の貴賤大きにおとろき。急ぎ代官まで此よしを

訴ふ。やかて験者をつかはし見せしむるに。申にたかはずしら浪立て。おそろしさいふはかりなし。

此事国中にかくれなく、国守聞召及び給ひ。やかて人ぶを出し。此測をうづめんと。大勢をもつて昼夜をわかず。馬車にて沙石をはこび。色々はたらきけれ共。本の地と成事を急ぎ、かへ（一才）つて白浪岸をくつしければ、国中の面々いかゝはせんと、あなじわつらいける。

或人のいゝけるは。如何様かやうの事は、前代にもためしすくなし。すでに元龜年中に、富士山出生せし時節。江州の湖一夜の中に出けるためしのみ、きゝ侍る、若龍神のたゝりにもあらんか。然は社寺に仰て加持あらば、水神是に納受して本の地となる事もやと云ければ、老若是を聞いて、実にかやうの事は、凡下の及ぶ所にはあらず。加持有て本のことくならしめは、国の幸、民の悦。何事か是にしかと評儀相極、国守に上件の事をうつたへ（一ウ）ければ。大守聞召。家中の面々各々評定して。祈願寺に仰て。日夜理世安民の祈をなすといへとも。更に其験なし。さては水をほしてみると又になんぶを出し、八方へ道を付て水落といへとも。流砂変水のことし。社寺のかぢにも諸人の力にも手をむなしくして。

其後は打捨置ければ。いよゝ白浪天をひたしければ。ふしきなりし事ともなり

和尚瑞夢を見給ふ事

其比、武州江戸道本山靈巖寺第二世。可山和尚と申奉るは、智行兼備の誉世にたかく。諸寺に人なきか如し。一山（二才）無双碩学となつて、大衆に学行をはけまし給へは、各々挙て二時の夏中法問關座なく勤ける。是ぞ弥浄土の師と尊敬し奉る

されは御弟子可碩と申けるは。和尚嫡伝として。幼年より給仕し給ふによつて。和尚行迹を察得し給ふ、本より天性はつめいなれば、和尚他に異におほしめし、已に年臘つもつて。当寺にひとつ寮を預け。いよゝ学問懈なく勤給ふ。されば龍の雲を急たるかことく。十日の学を一日に極め。一山の衆に越へ給へば。衆徒をもくもてなし奉る。

ある年の冬夏の法問三則、方丈よりの参（二ウ）題咸縁成行の説破出で、勤学給ふ、其夜しも。寒風はけしく海面荒。浪の音とくくたる物冷しき折ふし。燈をかゝけ、終夜勤学丹誠をこらし給ふに。精根つきけるにや、

そはなる机にうち寄給ひ。しばらくまどろみ給ふ所に、夢
とやいわんうつゝともなく、年ころ十四五歳の美女老人、
忽然とあらわれ、和尚にむかい居たり
和尚御覽して、汝は如何成物そや、何の用ありて来る
やと仰ければ、此女しばらく有て、されば、我は是北
国越後あたりのものなり、和尚の智徳を感じて、今爰に
あらはれたり。我に三熱のくるしみあり。結縁のため来
れりといふ。時に和尚(三才)

【挿絵】(三才・四才)

のたまはく、愚なり汝。我今仏道修行の志ありて、
諸の衆生をして、もつはら仏道ならしめんねかいを発
し、昼夜書籍にまなこをさらすといへとも、いまた其奥旨
たる事を極めず。九牛が一毛もしらざれば、汝をいかゝ
作仏する道理を示さんや、但し我かたのことくの願をお
こし、心をもつはら西方になけうち、身を鉄石のことく
思ふ所に、偏に狐狸の業か、然らずは天魔波旬かくの
ごときのかたちを変じて、我にまんしんをおこさしめ、
修行を妨くると覚へたり、中々汝じらか業には及
へからず、早立退と仰ける

女、重てまつ(四才)たく左様の義ならず、和尚は誠



に仏菩薩の再来たり、我是を能知り、また我是まで来る事は、和尚威力の及所にあらず、併、神変に似たるとはいへとも、いかで仏智力には及はんや、去によつて、結縁せんため出たり、和尚当寺に戒臘積で後、越州高田といふ所に至り給はん、其時、彼所にひとつの不思議ある事をいわん、其所為といつは、我なす業なり、かならずわすれ給ふな、彼所にて我姿をあらはし、和尚の引導によつて、仏土に至らん事を悦ふ、此瑞を語らんとためれり、かまひて疑給ふなど云すて、海辺をさして行くと見れば、しらく（五才）と明法問鐘つき出せば、其用意あつて、やがて客殿に出給ふ

和尚瑞見給ふ事

かくて、其日の法問事終、大衆一同に各々りやうに入れば、和尚もともにかへり給ひ、つくくおほしめしけるは、扱も我去る夜見し所の夢、こころへがたし、我剃髪の折からより、今日に至るまで、上求菩提、下化衆生のねがいをおこし、名聞の志し露ばかりもなし、然るに、夢中たりといへども、此事を見る、夫夢は、五臟のなす所、虚なる事顕然たり、併、已に元祖上人（五ウ）

は、御母剃刀をのむと見て、懐胎し給ふ告あり、それは上代の権化にて、予か及所にあらず、然は、我修行いまだいたらるゆへならんと、口惜く、かなしく思召、仏前むかつてちかいてのたまわく、願くは、三世がうしやの諸仏さつた、殊に日本の大小の神祇、慈悲、愛みんをたれ給ひ、予か仏道修行、しやうげたる物を、速に退散なし給へ、某三衣を着するの夕べより、た、今至まで、少も名聞たる事おもはず、然に、夢中にかくの想を見る、あ、我修行の至らざるか、天魔の現し、我心を妨げんとほつするものか、こひねがはくは、かりにも悪心発起ならざる（六才）事、諸天善神、おふごをたれ給へと、高声に念仏し給ひ、丹誠こらし給ふそ有難き

かくて夜も深更に及て、折ふしあらしはげしく、後夜のかねかうくとひゞきわたる、垣根にわたる風ならでは、露音づるなく、物なき折ふし、いづくともなく、去る夜、夢中に来りし女、現にあらわれ、ひざまゐていわく、扱も去る夜、爰に来りて、瑞をかたるといへとも、和尚のうたがひをおこし給ひ、偏に狸狐の業、或は天魔の所為と思ひ給ふに依て、今現にあらはれ来る、さきに告しこくとく、我は越後国高田、曾川に年久しく住龍神な

り、我、今まで悪心がうせい（六ウ）によつて此身を請、
かりにも仏法有難き甚理しらす、伝きく、八歳の龍女は、
尺尊任世の砌に有て、甚深微妙の法を聞て、速天王
如來の記別を請、南方無垢世界生ず、かなしき哉、二仏
の中間に生をうけ、しかもあさましきちくしやうのかた
ちをうつし、日夜のくるしみやむ事なし、くらきよりく
らぎに至る事をなげかしくおもひしに、和尚今、自他平
等、利益衆生の念、願深重なるによつて、盲龜の浮木に
あへる心地して、結縁せんと来る所に、疑のこゝろを
おこし給ふによつて、我苦をまぬかるゝ事、かなひがた
し、ねがはくは、疑をやめ給へ（七オ）踞然たる事は、
越州におもむき給ふべし、其時瑞をあらはさん、かなら
ず頼み奉ると、涙をながし申ける

和尚聞召、其義に付て、ふしんあり、汝しるごとく、
我仏道修行の心深しといへども、未熟にして、深理し
らず、利益衆生ねかひ、かなひがたし、我師たる当寺
の方丈、深理を能弁まへしり給ひ、弘法の師たる事、世
の人しる所なり、汝彼に至りて、件の事うつたへ、速
に生を転ぜずして、なんぞ、小知短才の我にいふや、此
事心得かたしと仰ければ

女重而、いやとよ、さにはあらず、夫人今生にうまれ
て、善悪は過去の業因による、されば（七ウ）貴賤貧福、
もろくのなす所、業によらざるはなし、和尚、またし
るなり、越州に趣き給ふ事は、宿縁有のゆへなり、さ
れば少のちくう有によつて、和尚の引導にいたてまつ
り、善所趣かんと悦ふ、ひとつは、末世の衆生に、仏
法の甚深微妙なる事をしらしめんための故に、かしこに
有て和尚をまつ所なり、かならず、うたがひ給ふな、今
五年の戒臘を経て、はからず此事あるべし、其時ふしん
はらさせ申さんと、かきけすやうにうせぬ

和尚いよくふしぎに思召、夜もあけは、方丈爰往て、
此事を申上ると、夜のあるをまち給ふか、如何したま
ひけん、俄に熱氣甚敷（八オ）身心悩乱しければ、出仕
をやめて、一日床にふし給ふ

其翌日、方丈よりあわたしく使僧来りて、用事ある
のよしを申ければ、かしこまり入のよしにて、やがて御
前に出給ふ、方丈御覽じて、ちかく召てひそかにのたま
ふ、和僧をよび申事は、余の儀にあらざ、我、昨夜ふし
ぎの瑞夢の告あり、和僧、若さやうの事やおわすと、た
づね給へば、和尚頭をたれて、先達て申あげんと存候所

に、俄にはかにに熱氣ねつきにおかされて、昨日きのふ一日いちじつ臥居申候、此二三日にちやうや兩夜りやうやまで、不思議ふしぎの告つげこれ有侍ると、件このりによのあらましくわしく談じ給ふ、方丈ほうちやう(八ウ)さればとよ、其龍女そのりによ来りて、和尚わしの疑心ぎしんをやめ給ふべきよし申置ぬと語り給ひ、如何いかさま不思議ふしぎの事なれば、弥いよ仏道ぶつどう修行しゆぎやうあり、越国えつこくの群類ぐんるい悉く引導いんどうし給へ、か程ほど奇瑞せうい有うへは、さだめて弘法くわくほうの師しとなり給はん事、野僧やそう殊ことに悦よろこぶ所也、機嫌きげん甚はなはうるわしく、御十念おんじゆん下され、御いとま申、やがてりやうに歸り給ひ、弥いよ学行がくぎやう懈ゆるなく勤給ひ、一宗いっしゆの奥儀おくぎ勿論なは諸宗しよしゆの秘ひする所ところまでうらなくあきらめ給へは、一山いっさんの大衆たいしゆ何も世尊よせんの再来さいらいと尊敬そんけいし奉る

かくて五年ごねんの春秋しゆんしゆ送給ひ、三月下旬さんげつしゆんの比ひ、越州えつしゆより飛脚ひやくかく到来たらいして、胎宗たいしゆ寺ていの後住ごちゆう、器量きりやう(九才)をゑらんで請まをまち奉り度たごのよし、方丈ほうちやう多おほ申上る、和尚わし聞召きこひ、かねての告有つげによつて、可か頌せき和尚わしをめてし、かねくの事符じふを合あはせるかごとし、早々そうさう越国えつこくに趣おもき給ふべきのよしのたまふ、和尚わし奇異きいのおもひをなし、我われ隱遁いんとんのねがい有といへども、兼あ而り龍女りゆうにょ約思やくし召出され、且かつは悦よろこび、且かつは貴たかひ、御いとま申、やがて用意よういあつて越後えつごにおもむき給ふ

和尚胎宗寺入院し給ふ事

かくて和尚わし龍女りゆうにょの告つげしごとく、ふしぎのゑんによつて、越後えつごの国高田胎宗寺たかたのたいしゆに入院にゅういんしまし、其翌日あした(九ウ)長さ二間の塔婆とうば一基いっし造立ぞうたつし給ひ、弟子でし西さい碩せきをめてし、抑おさ此塔婆このとうば今一兩月の内いまに入院にゅういんの事有べし、大切せうせうにいたし置申べきよし仰せらるゝ、西さい碩せき畏おそて土藏どざうに入置給ふ

其後そのち当所たうじよの代官たいたん来て、和尚わし対談たいだんし、種々しゆ物語ものがたりの次つぎにかたりていわく、当所たうじよ曾川そがわと申所に先年せんねん大雨おほい降りつゞき、堤つみきれ侍り、田地うち三千石余さんぜんしやくち澗せきとなり侍る、さるによつて、国守こくしゆ多おほ訟申そうしん、国民こくみんを集め、此澗このせきを平地へいちになさんといたし候へとも、中ちゆう下より水みづわき出でて、にんぶをついやすのみにて、色々しよ評儀ひやうぎし、或あるは寺社ていしやに仰おほて祈念きねんなすといへとも、さらに其そのしるしなし、尊前そんぜんは(十才)德行とくぎやう高くおはしますのよし、和尚わしの法力はうりきに依よ而り本の陸地りくちとならば、国民こくみんの悦よろこびにて侍り、何なにとそ頼入度らいにど由申ければ、和尚わし聞召きこひ、我宗わししゆの意いは滅罪めつざい生善しやうぜんの義ぎにして、まのあたりあやしきふしきといふ事なし、併あ其義そのぎは、野僧やそう靈巖寺れいがんじに有ありし時とき、様々やう約やくせし事侍る、うたかわしくは、当寺たうじ入院にゅういん砌みきりに用意よういあるを見せ申さんと、件このりによの塔婆とうばを取出とし、見せしめ給ひ、当国たうこくの群類ぐんるい利益りやくのためなれば、奇瑞せういを見せ申さ

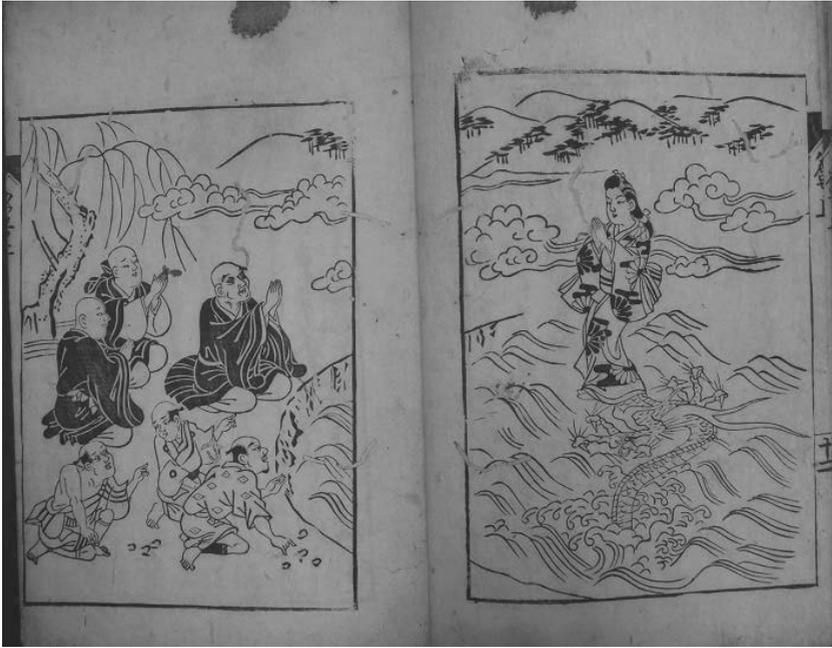
んと請合給ふ、代官奇異のおもひをなし、有難貴覺て、然ばいよゝ頼奉るべき日限をこふ、和尚聞召、幸明日よろしく侍る、臣下(十ウ)には小船に栗石一艘用意ありて、明日辰のとき彼所に出らるべし、野僧も同時に罷越へきむねをの給ふ、代官かしこまりて退出しぬ其夜、子の刻より大雨甚しく、翌日まで降続く、よつて代官より使者を以て、今日御出申なく候、延引可有かと窺ふ、和尚聞召、少もくるしからず、貴方にも早々支度有て出らるへし、野僧も追付罷越へきよし云付、使者をかへし、やがて用意あり

西碩、真龍、吞説、其外御弟子彼是十四人召連給ひ、寺を出給ふと、其まゝ雨止、空晴わたりけり、やがて彼所に至給ふ、代(十一才)官請待し奉り対面し、先、和尚奇瑞かんし礼拝す、和尚先、池の汀に立給ひ、件の塔婆立給ひ、施餓鬼執行有、次に弥陀經御弟子達同音にどくじゆあり、次に四誓偈、次に念仏ありて、池の面に向ひたまひ、しばらく合掌し給ふ所に、俄に空かきくもり、大風砂石を吹あげ、いなづまかみなりしきりにひゝき、わたりの池の浪立さはぎ、すさまじさ云はかりなし、何もきもをひやし、和尚の方を詠め居ける

和尚用意の栗石を取よせ給ひ、御弟子達召て、各一石に一字つゝ名号をかき、池に投入給ふ、すてに栗石過半(十一ウ)すきし比、いよゝ大風吹立て、空の気色はこくしつのごとく、四方暗く闇となり、あいたなくいなづまひらめきわたり、雷のひびきおちかゝるかごとく、大雨の内三あられをふらし、只今天に引あくるか諸人きもをけし、人心地なく、只和尚のみななめ居たる所に、いつの程にか、御弟子吞説といふけるは、当年十五歳なりけるが、汀に打寄る浪に打乗て、池の内十間斗ふかみに座をくみて、此方にむかい和尚尊顔をながめ、からゝとうちわらいければ、諸人は是を見て、あわやいかせん、あわてふためき、もだへえけれ共、只おそろしきのみ(十二才)

【挿絵】(十二ウ・十三才)

にて、取かへさんとするものなく、いたづらに詠めいたるはかりなり、和尚すこしもさわきたまはず、汀に立てのたまはく、たとへ悪龍にもせよ、兼て約せしごとく、か程妙なる大乘の御法をもつて吊ふ所に、なんぞ還而あたをなす条いわれなし、汝すみやかにこなたへかへすべしと、念珠ををしもみ、合掌あり、念仏高らかに唱へ



給へば、龍神是にふくしけるにや、又浪打寄て、呑説つ
 かなく平地を行かごとく、本汀にかへりける、ふし
 ぎなりし事共なり

又和尚しばらく念誦まし〜て、懷中より血脉を取
 出し、池の内投入れ(十三ウ)給へば、いよ〜雨は車輪
 のごとく、天地俄にしんどうし、雷火十方に分散し、い
 かづちの音はおちかゝると思しくて、すさまじさたとふ
 るに物なし、諸人いよ〜おそれおなし、ふるいわな
 き、忽にげんとするに所なく、いきたへぬ、されども
 和尚、西碩、つゝがなく池をながめ立給ふ所に、池の内
 より五丈斗の大蛇出て、投入給ふ所の血脉を首にいた
 ぎ、向の山にのぼるとみれば、いよ〜黒雲立おほひ、
 行方なくそなりける時に、やう〜空晴わたり、日輪か
 やくはかり照し給ふ

御供の面々、代官、庄屋、百性まで、同時によみがへ
 り、和尚の奇瑞を(十四才)かんじ、有難、貴く寛、
 皆一同に礼拝す、和尚仰けるは、これよりいよ〜障導
 は有べからず、速に此湖をうめ給へとのたまひ、御供の
 面々不殘御寺にかへり給ふ、それより人夫をもつて、早速
 池をうめ、本の田地と成ければ、百性悦ひをなす事、ひ

とへに和尚の奇瑞、又名号の功德深甚なる事、末世といへども、弥陀如来超世悲願、不取正覺の御誓、毛頭あやまりなき事は、有難かりしためしなり

ある時、和尚吞説をめしての給ふ、去る曾川の池にて法事をなしける刻、汝を浪にとられし時、早速取かへすとはいへとも、汝今年は(十四ウ)過へからず、かならず死すべし、不便なる事ながら是非なし、随分無断絶一念仏すべし、吞説仰をうけて、念仏しばらくもやむ事なく、それより三年春秋をおくり、冬十月にりんじう正念にして、十念相続して、往生しぬ、見聞の道俗、いよゝ和尚の奇瑞をかんじ、帰依奉り、口唱念仏の声國中にみちゝて、近国ニかくれなし、自筆名号をこんはうし、所持せざるはなし、此物語髓に見たる人、かたり侍るまゝしるし侍る

(十五才)
(十五ウ)

尼屋伝四郎物語

江戸八町堀といふ所に、あまや伝四郎といふもの有、ふうふともにむまれつき柔和正直にして、慈悲あいれんふかく、神をうやまひ、仏をたつとみ、昼夜念仏おこた

らず、去によつて、仏神加護のゆゑにや、家居はんじやうし、召つかひまでさいなんなくくらしける

其比可碩和尚は、靈巖寺にましくて、学行のいとまには世俗に念仏の広大なる義をきかしめ給ふ、されば、此伝四郎夫婦も和尚に帰依し、尊敬し奉りければ、一入ねんごろにおほしめしける

和尚ある夜、夢中に何くともなく五六歳の童子、うつくしき衣服きたりけるか、枕に立てかたつて(十六才)いわく、和尚に帰依し奉る者の中に、あまや伝四郎と申者御座候、然るに、伝四郎慈悲深重にして、和尚の御しめしをうけ、仏道執行深厚なり、されば、宿善の故有にや、我またかしこに至り候、是偏に仏知の力によるゆへか、此事をさき達て和尚にしらしめ、伝四郎に御物がたりあらば、いよゝ仏知の有がたき事をかんじて、けだいの心なく、速に仏道成べし、しからば我名跡をつき、いよゝ仏道執行いたし、一蓮託生の縁を求めん事、悦はしく存候なりと語ると見えて、夢さめぬ

和尚不思議におほしめし、翌日あまやに至り給ふ、ていしゆふうふ有難御出ともてなし奉る、やゝあつて、和尚(十六ウ)仰けるは、臣下には子息なき事を難き給ふ

事おわすやと、たつね給ふ、伝四郎承り、されば其事にさふらふ、我はや老年におよひ、名跡をつき申子なき事をかなしみ、諸神に祈誓など申といへ共、其しるしなし、併、此比は和尚の御しめしにあづかり、宿因なき事を存、あながち難き申にはなく候と、かたりける、和尚聞召、されはよ、それに付て我、昨夜ふしぎの夢見つる事あり、野僧かくいふは何とやらん、売僧の言葉にたれども、かたり申さんと、見給ふ所の夢ごとくかたり給へば、ふうふおどろき、扱はふしぎの事に御座(十七才)候、我等もふしぎのゆめ見侍るが、和尚此噂あそはされ候はんとの夢ならしと、心中にあわせおき候、はゞかりながら申上る、扱も去夜、夢中に我等夫婦深川八まんに参詣いたし、心中にきせい申候へは、折ふし宮の内より白髪老人出給ひ、ひとつの玉を取持て、我等夫婦に向ひ給ひて、汝是を取持て、世継の宝となすべきよしをのたまひ、あたへ給ふ、夫婦をしいたゞき下向申とそんし候へは、夢さめ侍るなり、同じく女房にて候者も、さのことくの夢にて、ひとつの玉を宝殿よりいたたき吞と見て、さめ侍ると、今朝互にかたりあわせ(十七才)八幡参詣いたし可申と存候所に、尊前の御出に延引仕

候、扱は和尚、御夢に符あわたるがごとく、不思議なる事に御座候と、かたりける、和尚聞召、夫女人口に物をむと見れば、かならずはらめることあり、異朝とものためおほし、如何様ふしぎなる事なれば、かならず世継の出来らん事あるべし、先々日出度侍るなりと、いとまこわせ給ひて、寺にかへらせ給ふ

そのうち夫婦ふしぎにおもひけるが、果して覚へすくわいにしける、是にいよゝ和尚のおほせられしをおもひ合、悦かんじける、すでに其期におよんで、惱事なく平産しける、男子なれば、一家悦びける事かぎりなし(十八才)やがて靈巖寺人をはしらしめて、和尚急告る、平産目出度賀し給ひ、則一字三札に名号かき給ひて、守りに可致よしにてつかはされける、夫婦悦ひ、彼名号守りにかけさせければ、仏智の加護にや、風気の煩さへなく、息才にそだちける、今の尼屋伝兵衛なり

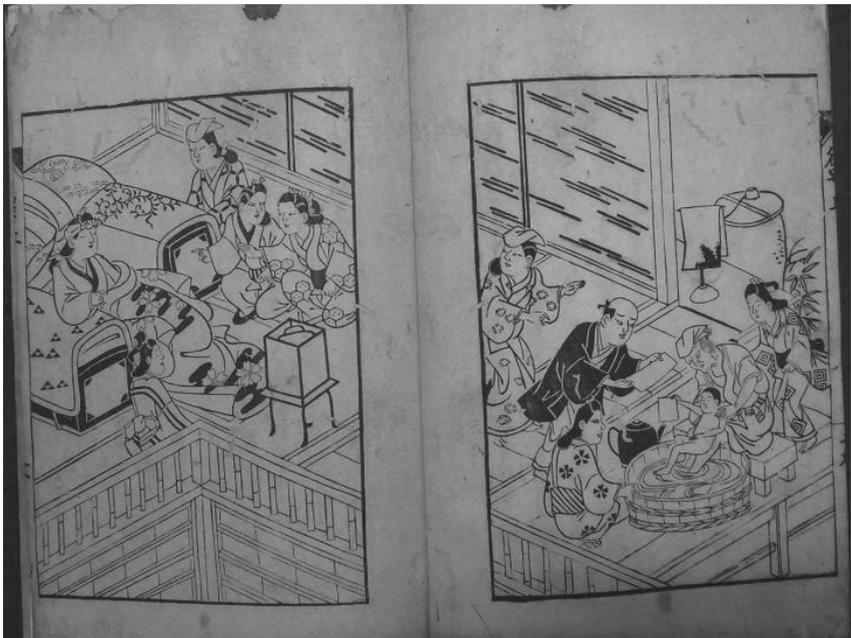
せいじんの後、いよゝ父母に孝をつくしければ、また母殊にいつくしみ、去方より縁を求て、妻をむかへけるが、るいをもつてあつまるゆへにや、此女房またなく慈悲柔和にして、仏神を貴み、貞節はつめいにて、夫の親に孝をつくし、召使のものまで情ありければ、一

家悦さかへける、其後、伝四郎二(十八ウ)三日悩む事ありて、打ふしけれ、伝兵衛ふうふ大きニおどろき、枕に寄て昼夜かんびやうし、医者手をつくし、靈薬様々用ひけれども、定業にやありけん、已に末期に及んで、子息伝兵衛夫婦にいふやう、我病いゆべからず、是定業来る所なり、汝能聞べし、夫人の子となり、親となる事、宿因ふかき故なり、就中汝は能々縁ふかき故ならん、未生以前にふしぎの告あり、それにつき、靈巖寺可禎和尚は又、汝とゑんある事一家能知る所也、相かまえて慈悲もつはらにして邪欲なく、召使者まで情をかけ、家業油断なくなすといふとも、正直をもつて(十九才)

【挿絵】(十九ウ・二十才)

本とすべし、夫婦共に、いき残母に孝をつくし、家業の内にも仏道執行なし、一仏浄土に至らん事をおもふべしと、いふ置、扱、其外一家之者ともぞれく遺言し、こうせうに念仏し、眠がごとく往生しけり

女房、伝兵衛夫婦なけきかなしめども、かひなく遺言によつて靈巖寺に送り、和尚の引導ありて、一へんのけふりとなしけれより、七七日、百か日、年忌ことごとくとりおこなひ、夫婦朝夕位牌にむかつては、いますかこ



とく尊敬し、母にも随分孝行につくしけるに、時さり、可憐
和尚越州の胎宗寺入院します、発足の折から、伝兵衛道
中守護し送奉り(二十ウ)わかれまいらすかなしみは、
亡父のわかれにひとしく、なくく江戸にかへりける、
それより幾程なく、母妙立茂死去しなければ、いよく無常
を勤じて、念仏修行おこたりなく勤ける

然るに、和尚又江府へかへりましめて、おく沢と
いふ所に閑居し給ひければ、伝兵衛夫婦偏飯たるに食
を得たるごとく悦、折く参詣しける、ある時、女房
はらめる事ありて、すでに月満て平産せんと欲するとき、
いかゞしけん、産の怪しきりなれとも、うむ事あたは
ず、一家是に気をうしなひ、手にあせをにきり、医りや
うさまく評議し、平産薬を用ひける、かいしやく(二
十一才)の姥はつきそひ、とかくすれども、曾て其しる
しなし、伝兵衛今はせんかたなくおもひ出し、和尚より
給はりし守り名号を取出し、先いたゝかせて名号の弥陀
仏三字をきり、請浄の水を結んで是をのましめければ、
ふしぎや産の怪しきりにくるしめければ、かいしやくの姥
さし寄て、今こそといふ程こそあれ、初声かまひすく忽
男子をたん生しければ、偏に名号のとくをかんに、一家

悦ひあへり、親子共に息さいにして、七夜の祝義など
かたのごとくいわるおさめける、然るに如何成故にか、産
子うまれおちしより左の手をかた(二十一ウ)く閉て、
ひらくことあたはず、皆々ふしぎの事におもひ、立寄て
ひらかんとすれば、かへつて指よりちをいたしける、是非
なくうちすておきける

其後一月立て湯をあみせければ、自然に左の手ひらけ
たり、夫婦悦立寄見れば、平産せし時、母に吞せし所
の名号三字、そのまゝにて手の内より出しける、夫婦感涙
きもにめいじ、有難、貴く覚しくて、其後金銀のちり
ばめ修復し、夫婦、当歳子諸ともに奥沢に参詣し、右之
様子委細に申あけかしければ、和尚聞召のたまはく、是我
なす所のきどくにあらず、かたぐか信心強盛の故に、
大悲の(二十二才)願力不思議にあふ事、弥陀如来の
加護貴きにあらずや、かゝる奇特を見るからは、いよ
く懈怠なく念仏修行し、安楽国に至らん事をおもふべ
しと、彼名号を拜見まし、末世の衆生に、念仏の甚
深びめうの有難き道理を示さんため、みつから筆を取て、
名号のうらに胎内くゞりの名号とあそばし、年月日悉
く書給ひ、判をすへ給ひ、かへし渡し給ふ

伝兵へ有難く頂戴し、御いとま申請、やがて家にかへり、夫婦諸とも昼夜念仏おこたらず、慈悲もつはらに、家とみさかへくらしけり、されば、家の内は申に及ばず、近所の人々(二十二ウ)或は狐狸のためにまよはされ、乱気せる者、或はぎやく病、ゑきれい等まで、此名号を掛置、称名念仏すれば、立所に元氣を得る、弥陀本願の深重なる故なり

されば十二仏經に曰、若人持テハ仏ノ名一衆魔及ヒハツユンモキヤウヲザフワ波旬行住座臥処ニ不能得コト、其便一以上ノ文顯然たる証拠、有難かりし事ともなり(二十三才)

名号威徳物語下

和尚越後にましく、近国の衆生まで悉く引導し給ひけるが、猶隱遁の望ふかくおはしまし、ひとつは江府にのこし給ふ九品の尊像を、造立せまほしく思召て、又江府に帰り給ひて、閑居に能地をぞみ給ふ所に、目黒の山陰は人跡まれなるよし聞召、彼地に草庵をむすび、かくて爰におわして二六時中の勤行たいまもなく、少のいとまあるには、随分弥陀仏の尊像を作り給ひ、しづかに行ひ給ひける

されども和尚の知徳をかんじ、江府の貴賤其後を追て群衆し、御十念を(一才)請結縁し奉る事、昼夜の差別なく櫛のはを引かごとく、されば和尚慈悲廣大にして、無縁の衆生まで悉く引導し給はんと思召ければ、随分十念のさづけ給ひ、もつはらりんじう正念をしめし給ふ、しかのみならず、和尚の智徳、諸仏かんおうのまなじりをたれ給ふゆへにや、鬼魅もურიやう人をまどわし、心神悩乱せる物来たては、和尚の御しめしをうけて、速に正気となる物、かぞうるにいとまあらず、かくて此地に三年おわしましける

ある時、初夜の御勤として仏前にむかい、丹誠をこらし廻向し給ふ所に、不思議や仏壇しば(一ウ)らくしんどうし、したより年の程廿四五歳の、ようがんうるはしき女忽然とあらはれ、御前にしほくとひさまづき居たり、和尚不思議に思召、汝如何なるものと問給へば、女答へて、さん候みづからは、生国山城の国宇治の里、今井氏何某と申者の妻にて侍ふ、然に、夫にて候者異なるいろごのみにて、又この妻をもふけ、昼夜てうあいにしけるが、程なくひとりの男子をもうけ、いよく我をうとみにくみて、召使男にいゝ付、ある夜忍びて我

を宇治川にふしつけにいたし候、其夫もはや定業限りあり、みまかり候、其一跡、めかけの(二オ)世倅名跡をつぎ、今程当地新材木町と申所に、家居つきく敷はんじやういたし候、されば我等は親類とてもなくむゑんの者となり、さいごの一念にひかれて悪趣に随し、片時もくるしみやむ事なし、去によつて、身の仏果をゑまばしくぞんし、此比めかけの世倅与八郎と申者に、おんりやうとなりなやませ候なり、されば和尚のきずひを聞及ひ、おんりやうたいさんのため、明日午の時に御前に詞公申べきよし、其間候、彼ものども参り候はんととき、件のむね仰有て、仏事作善をなし、跡よく吊ひ申やうに奉願と、涙をながし申ける

和尚(二ウ)聞召、申所不便なり、併汝かさいごの節、彼ものは幼く、此事をしらざりし、且又みつゝになしたる業なれば、誰か此事をしらん、偏にせうこたる者なし、忘語ならん事を語りて、彼者如何信用せんやと、のたまへば、其時重而さればとよ、若うたがはしき事も侍らんと、ありむかしのさいごのすがた其まゝあらはし申なり、其上我をしつめ申召使五兵衛と申者、今に存生に有て彼者に奉公仕、則明日彼者同時に参詣申候なり、

此きる物の様子能々御覽しとがめて、つぶさに聞召候へと、うへなるきぬをぬぎて、和尚の御目かくる、和尚(三オ)つくく御覽有は、むらさきちりめんにくろ糸をもつて、三ついてうの紋ぬいたるにそありける、和尚聞召のた給ふは、能こそ来りけるものかな、然は右のごとく彼者我前に来らは、くわしくかたりきかせ、汝かため仏事をなすべし、かならずうらみをのこすまじやと、のたまへば、女答て、彼者につき申事は、何とそ仏果をゑ度むねにて候へば、何しにうらみをのこし申べき、速に彼者病氣平愈ならしめ申べし、いよくたのみあげ奉ると、かたくけいやく申、又仏壇の下に入よと見へしが、また仏だんしばらくしんどうし、かきけすやうにうせぬ

其後、弟子(三ウ)真龍、西碩を召て、明日午の時に新材木町与八郎と申者来て、我しめしをうけんところへし、いさゝか様子あり、早々申来るべきよしの給ふ、各々かしこまりて御前を立、ひとつ所にあつまり、抑和尚當時有験の聞へ有によつて、慢心の出来らんと欲する時、是にのつて天魔破旬和尚の心中に入て、かくのごとくのけうとき事を仰らるゝにやと、信用せず、おのゝまゆをひそめて、むねをひやし居所に、果して翌日案内

を啓するもの有、真龍立出て問給へば、彼者、さん候、
是は江戸新材木町、山城屋与八郎と申者にて候、然に与
八郎当七月の比（四才）

【挿絵】（四ウ・五才）

病氣取結難義仕候所に、去る八月より乱氣仕、色々口
ばしり、あらぬことのみいゝちらし、水食をとゞめて、
熱氣甚しく躍狂申候間、様々医りやう手をつくし、
貴僧をたのみ加持をいたし候へ共、少もしるしなく候、誠
や和尚有驗の聞へあるのよしかんじ、是迄病人召つれ
参上仕候、此義宜く仰上られ頼奉るのよし申ける、真龍
おとろき、扱は昨晚和尚のたまひしは、此者とももの事な
らんと、やがて和尚に申上る

和尚聞召、扱こそ昨晚申渡し事、定てかたゝもふし
ぎなる事におもふべし、夕部此告をかたる物有、急きつ
れ来る（五ウ）へきのよしをの給ふ時に、彼病人をかい
しやくし、御前に出る、和尚先、兎角問答なきさきに近
付居て、かいしやくせる男に向てのたまはく、汝か
名を五兵衛と云かと問給ふ、此男、和尚の尊顔をつく
ゝながめ、さん候と答、汝は、生国山城の国字治の
里かと仰ければ、此男、弥不思議に思ひ、中ゝし



かなりと答ふ、和尚其時、抑此病人の親たる者、汝
と同居なるべし、汝能しれる事、此方よりいふべし、毛
頭偽べからず、汝此病人の親に使てありしとき、彼者
の妻女、汝か手にかけ、宇治川にふしのけにしたる条、
うたがひなし、その怨念此病人に付てなやます（六才）
所なり、すみやかにさんけすべしと仰ければ、此男、顔打
あかめ、中くさやうの事、努くこれなし、本より我、
山城の者にあらず、此病人の親につかへし事なしと、殊
もなげにちんじける

其時、病人俄に狂ひ出て、まなこを見出し、男五兵
衛をはたとにらみ、いかに五兵衛、今さらちんする共、
かなはし、我、昨晩爰に来て、件のよしを申、吊ひを
うけんと、汝が来るをまつところに、ちんする条いわれ
なしと、はがみをなし、をどりくるい、汝さ程ちんする
ならば、今見よ、苦を見せん物をと、いふかとおもへば、
此男、忽ち血をはき、五体悩乱し、あらかなしや（六ウ）
是たすけよや、人々、人をころせしうらみの末、ゆるし
給へくと、涙たきのごとくながし、狂ひければ、付そ
ひたりし者共、おそろしく、奇異のおもひをなし、何も
和尚にむかい奉り、先、此男正氣いたし申様にねかひけ

れば、和尚のたまわく、此者は、我心より我身をせむる
所なり、いて先此者をたすけんと、男にむかいのたまわ
く、汝かいふ所少も偽なし、其意聞えたり、心安くお
もふべし、仏事をなし吊ふべし、恨をのこさず立退べし
と、御十念を授け給へば、不思議や、今まで狂ひし男、忽
本のごとく正氣して、和尚の御前に頭を地につけ、なみ
だをながし、近比は（七才）つかしなながら、それかし主
の命をそむきかたく、彼妻女をしつめし事は、誰知る物
なく候所に、四知は遁がたく、天鏡くもりなくあらは
れ候、あわれ御慈悲に此病人の本復なし、又我等か後生
を御たすけ下され候へかすと、ふるいわなき申ける

和尚聞召、最前此事隠さざれば、かゝるくるしき目を
見まし所に、我前にありて隠すのゆへに、如此なり、以後、
悪心を去て、善心を修すべしと、又十念を授け給ふ、扱、
それより病人与八郎に向ひ給ひ、汝先の夜我に告しこと
く、今かく其瑞をあらはす、諸人の見る所なり、いよ
く汝をして、仏果をうるの吊をなさん、速に成道
なる（七ウ）へしと、先十念をさづけ給ひ、しはらく合掌
し給へば、病人わなくとふるひ、忽ち入ぬ、やゝ一
時はかりあつてよみかへり、忽正氣して和尚を押し奉

り、誠に尊前の御しめしにあつかり、病氣忽にいへたりと、かんなるいをながし、貴く、有難く、悦ひける時に、和尚右之あらましくわしく仰渡され、仏事をなし吊ひ申へきよしのたまひ、則、戒名心月妙立とつけたたまひ、施餓鬼執儀行有、又一七日の別時念仏を行ひ、生靈菩提を祈りければ、其しるしにや、病人忽本復して、かさねて怨霊の夢にも見ずなり（八才）けり、誠に弥陀如来超世悲願は、信によつて現当二世の利益ある事、かくのことし、有難かりしためしなり（八ウ）

光村平六娘病氣物怪

延宝年中比、江戸樽木岸とかや二、岩村平六と云者有、代々家居うとくなりければ、あくまでおごりをきわめ、昼夜酒ゑんに身をおくりける、ひとりの女子をもうけ、其なをくにとよびて、朝暮てうあひしけり、然に平六ことなる色ごのみにて、またことのせうをこしらへ、外の家に置、折くかよひける、されども、女房露うらむる色なく、かへて彼女のもとへ心づかいし、いとねんごろにふるまひける

此女嫉との念ふかく、かりそめの事にも、はら立いか

りける物なりしかば、かへつて本妻をね（九才）たみ、彼娘くの方へ饅頭を送りけるが、その内鳩毒を入れて、さらぬていにて送りける、本妻智恵ととき人にて心におもふ様、此女我にむつまじき事なし、然るにおもひよらず此菓子をくる条いか、心得かたし、まことや人のいけるは、我娘をふかくにくむ由き、侍る、いよくかやうのこゝろゑがたき事こそあれ、先心見にかい置し所の猫にくわせてみれば、不思議や此饅頭喰とひとしく怒死にけり、さればこそと、やがておつとに此事をかたり、件の菓子を見せければ、平六大きおとろぎ、にくき女の業と立腹し、すでに公儀にうつたへ殺害すべき由（九ウ）云ける、女房をしとめ、我すでに是をうたがはしくおもひ、かくのごとくきどくを見て、則、娘安平なり、然ば是をいきどをり彼女を殺し給ひては、家のはつかしめなり、そのうへ我人を害すれば、人また我を害すとかや、むくいのおとそろしく侍る、たゞたすけ置給はゞ、一家のきとうともなりなん、あたは恩をもつてほうじ給へと、さまくわびことしければ、さらばゆるしとらせんと、則、離別してけり

それより年月をおくり、此娘十四歳、ようがんに

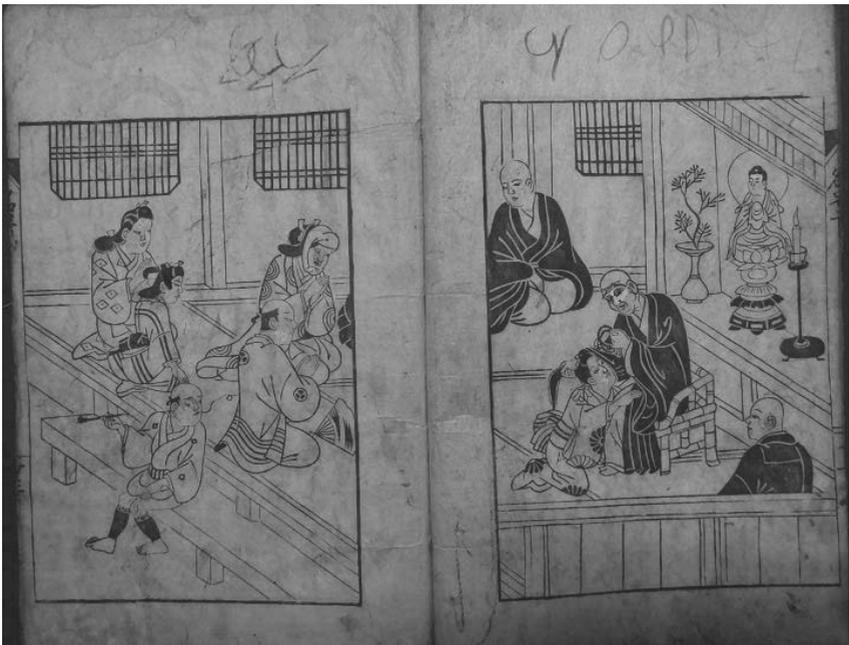
すぐれ、手跡よく、女の業のこらず習覚、情ふかく、召使の者までよろしくふるまひければ、外様の者まで(十才)よろこびける、されば、かなたこなたより昏姻の結申来りける、去縁あるにや、浅草鳥越あたりになうとくの者ありけるに、送りつかはしすで夫婦の悦なる所に、祝言の二日過る夜より此娘俄にくるひ出て、口はしりいふやう、あらくるしや、我女の身として邪をふるまひ、あらぬたくみをして人種をたゝんとする天罰、立所にあたつてあらわれ、人も是をきゝ及うとみはてしかば、終に身のをき所なく下総の国までさまよひ、毛見川のあたりにて終に餓死す、されば、己か罪己を責理によつて、迷途まで業を引(十ウ)餓鬼道随して、昼夜のくるしみ隙もなし、我非道を以て此女につくといへども、二親是をあわれみ給はゞ、我ために仏事をなし吊ひ給へ、さなくはともに迷途につれ行、ともに苦をうくべしと、おどりあがりゝ狂ひければ、一家の面々きもけし、やがて此事を親平六に語りければ、平六夫婦大きにおどろき、急ぎ行て是を見るに、いひしにたがはず狂ひ廻りければ、貴僧、高僧を請し、色々いのり加持すれども、少もしるしなし

如何せんと案じわづらいけるが、其比、可碩和尚の事聞て、取物もとりあへず奥沢に行(十一才)て、ねがはくは来駕をねがい奉るのよし申ける、其者此方多召つれ来るべきのよし仰られければ、其翌日用意して、件娘、平六夫婦、彼是十四人召つれ奥沢に趣き、和尚の御前に出かれに、和尚御覽して女をまちかく召されて、汝は何者ぞやと、のたまふ、女なにとも返事なく、和尚尊顔を打ながめ居たり、其時、今汝我に向て答ざる条心ゑがたしと、頭とつてかみをくるゝと手におしまき、かしこにおしつけ、如何答ざると、のたまへば、くるしげなる声、息の下より、たすけ給はれと云、和尚いよゝはがみをなし、汝いかな(十一ウ)る者ぞと名のるべしと仰ければ、其時我あまりに罪業重く、昼夜の責の悲しきまゝ、非道なりといへどもつきあらわれ候、様子はそれなる平六にとわせ給ひ、たたしかるべくは吊ひて給はり候へ、我此女につき候てより、いろゝ貴僧のいのりつよく、此女元氣を求といへども、我かつて是をうけず、去るよつて少もはなれざれば、元氣得る事あたはず、其故いかんとなれば、かれは怨敵退散のため、諸経秘密の呪を誦す、我抜苦の因となる事なし、ねがはくは念仏を以て吊給

へ、我われこれを受うけて成道じやうたうし、永ながくはなれ立去たてべし、はら
涙なみだをな（十二才）

【挿絵】（十二ウ・十三才）

がしければ、和尚おほしめし扱おぼはと思召おも召、親平六とひに問給とひへば、平六
はしめ終申上おほりる、よく聞召きこて、女おやにむかわせ給ひ、
非道ひだうをもつての怨みねたをなすといへとも、親おやたる者おや子なを
もわぬはなし、去さるによつて、娘むすめをあわれむゆへに、汝なんぢ
か後生ごせい吊たごふべし、はやすみやかに立たさるべしと、十念じゅんさ
づけおはしまして、しばらく念誦ねんじゆ有あは、立所たつところに元氣げんきし
る時に、和尚おしやう、なんぢつきそひしものは何ものぞや、覚おほ
たるかと仰おほければ、女答こたへて、さん候ごう、いつぞや我わがを殺ころさ
んとたくみし、はると申女まを、我わがむねをおすと見えて、は
れやらぬかなしき、前後ぜんごおほべす候所ごころに、和尚おせう様の御ごし
めしの故ゆへか（十三ウ）立たきると見えて、何なにともしら
れず見みうしなひ候ごう、それより元氣げんきいたし候ごうと申上まをる
和尚おせう、平六へいろう夫婦ふうふならひに娘むすめにのたまはく、これは是我これはわが
智力ちりきの及およぶ所ところにあらず、弥陀みだ如来じゆらい、慈悲じひ深重しんじゆうの本願ほんがんよ
り出いで、名号めいごう念仏ねんぶつの功德く徳による処ところなり、急いそぎ彼盲者かもうじやを汝なんぢ
か代々たいたい寺てらにて、七日なな別行べつぎやうをくわだて吊たごふべし、重かさね而
此事こじあるべからず、相あひかまへてかゝる事ことを見るゆへは、



悪心を去て善心をおこし、たとひ一へんなりとも念仏せば、往生極楽うたがひなしと、いとねんごろにしめし給ひ、扱彼盲者に秋月妙専と戒名付たまひて、いよ心実によく吊（十四才）ひ申へきのよし仰有て、御いとま給わりければ、夫婦、娘諸ともにかんたんきもにめいじ、有難く随氣の涙たもとをひたし、礼拝し奉り、我家に帰り、それより代々寺にて、妙専がため一七日別時念仏修行様々吊ひければ、実に吊ひの徳にや、いよ娘そくさいにて、浅くさ鳥越の迦家居をゆたかにくらし、子ともあまた出来、はんじやうにくらしぬ、まのあたり見聞の人々、弥口唱念仏をばげましけるは、偏に和尚の徳によるゆへなり（十四ウ）

奥沢入 盗賊 一事

寛文中の比、秋九月或夜、子刻ばかりに、門あらけなくたゞく、内より男出て、いかなるものととふ、彼者答て、さん候、是は江戸浅草辺のものなり、和尚様象申上度義御座候間、是まで参候、宜く被仰頼上るよし申、男心得ぬ事ながら、右のよしを申上る、和尚聞召、夜陰におよび来るよしふしぎなれども、先、門を開き入べき

よしのたまふ、やがて門をひらく所に、くつきやうの男十七人はせ込入とひとしくて、仏殿よりかけのぼり、かた手に刀をぬき持、おのればら、悪敷こゑはしたてうらむるなど、御弟子、同宿（十五才）下男に至まで、ことくからめ置、猶眠蔵に入て、和尚をからめんとす和尚少もわろびれ給はずのたまはく、汝ら盗賊なるへし、我かく人跡まれなる所に住うへは、何そ汝らをおそるゝたらんや、もとより我にしたがつて住者なれば、なんそ財物をたくわへおしまんや、かくのことくからめ、苦を見せずとも、速に家に有所の物不残持行べしと、のたまふ、時に老人の盗賊いわく、和尚定而金銀所持有べし、出し給へといふ、和尚聞召、成程やすき事、幸に持合たり、得させんとしたまひ、やがて仏壇の下より金子五拾両をいだし給ひ、またこゝに先日去方より来るの（十五ウ）壹寸八分の黄金仏あり、汝是をうちつづし、売払べしと渡し、扱それより弟子、同宿の衣服まで不残渡し、今は取へき物あらし、早々持かへれと仰ければ、盗賊とも、此うへは、此者どもの命をとるにおよばすと、からめながらに打捨置、つゞらかわごようの物おもひく持帰りけるか、和尚は仏殿まで出給ひ御覧あれば、

はや道二三町ばかり行へべきとおもふ折ふし、彼盜賊ともことく立かへり、和尚の御前に出る

和尚御覽して、汝等いまだかへらざるやと、のたまふ、
吾人の盜賊いわく、抑爰は何くそといふ、和尚聞召、爰は汝等が財物取出し寺なり(十六才)と、のたまふ、盜賊大きにおとろき、南無三宝といひすて、門前をかへ出るとおもへば、またあとにかへり、和尚御前に出る、和尚、また何としてかへらざるやと仰ければ、其時十七人の盜賊とも、かつぎ持たる財物かしこに投すて、皆々頭を地につけ、涙をながしていわく、扱々我悪心邪欲にふけり、かゝるつたなき業、唯御ゆるし下され候へと、ふるひわなゝき居たり

和尚聞召、さそあらん、汝等さこそこうくわいすべし、併、我財物をおしむにはあらねとも、仏智力によつて、自然と汝等業のなわにからめられたり、かへる事あたふべからず(十六ウ)是を見て能々とくしんすべし、今よりまさなき事なすべからず、所しもおほきに、汝等此所きたる事も、少のちぐう有ゆへならん、いで汝等しめさん、それ、人として生命の内にあらゆる悪念おこる事は、本是四大のなすゆへなり、心よりおこる事には

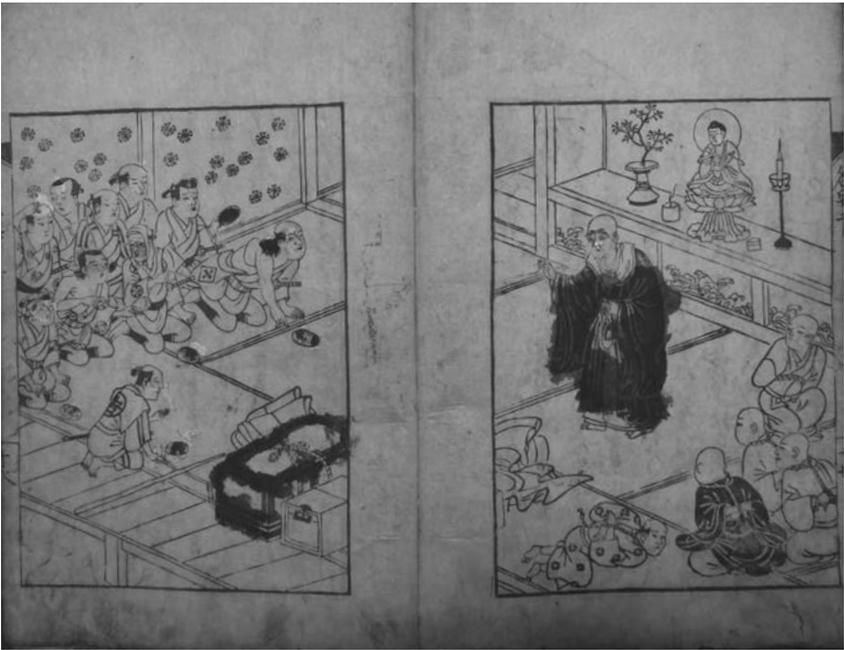
あらず、然れとも、四大の器にしゐたけられて、本心をうばわれ、己心の仏を見る事なし、人々またかくのことし

夫因果経に、現在の過を見、過去、未来を知るといへり、されば汝ら心には、此世よへ能は、過去よく、来世なをよかるへしとおもふらん、中く、円底方蓋なるべし、されば汝らは、過去にあつて仏法の有難(十七才)

【挿絵】(十七ウ・十八才)

き事は露ばかりもしらず、非義、非道にして、人をいためて利徳を得る、すべからず地ごとくにおつへき所に、わたつかの善心あるにや、又今生にうまれたりとはいへ共、前世の業因にひかれて、又邪見の者となりて、いよく非義を行ひ、ゆめにも仏法の名字をきかず、猶ちこくの種を作る事は、もゆる火に薪をそゆるがごとし、あさましきかな、かなしきかなや、未来はかならずちごとくにゆかん事、身にかけのしたがつがごとくならん

されば、汝がおつるちごとくは、八大ちごとくの中のむけんといふちごとくにだす、いわゆる無間といつは、諸くのちごとくせめ、昼夜にかぎり有て、責る(十八ウ)所時、此ちごとくは昼夜のわかちなく、しばらくも責を



まぬかれず、去さるによつて無間むけんといふ、其責せきといつは、こゝにたとふるに物なし、あるひは、ごくそつ鉄杖てつじやうを以て、罪人ざいじんとつて焰えんたる火炎くわえんの内へ投な込こめば、引ひき出だせばよみがへる、またごくそつよつてたゞしめて、かなはさみをもつて口をひらき、熱鉄ねつてつの拏湯ふつたうをつぎこめば、五体たいとろけて悶絶もんせつするを、空そらより無数の悪鳥あくちゆう来て、其身みをつゝき喰くひ、くらひ終おはりて、また本もとのごとくよみがへる、生きてはかくのくるしみを受うけ、無量劫むりやうじやく種々しゆづのくるしみをうくる事、おそるべし〜

然しかに、我貴わかつとむ所の弥陀如来みだつと、因位いんゐのむかし法藏比丘ほうざうびくたりし(十九才)時とき、五劫ごくわくの間思惟しゆゐし、六八ろくはちの願くわんをおこし、事故じこなく正覚しやうかくを取給とひ、悪世あくぜの我われごときの易やすく覚さとり、おこなひやすき、易やす行ぎやう名号なごうを残のこし給たまひ、五逆ごぎやく十悪じゆあくの人も罪障ざいじやうさんげし、一念いんぱんも名号なごうを唱となむるときは、速すみやかにに仏果ぶつぐわを得る事は、ありがたきにあらずや、たま〜にんげんに生れて、逢あひたき如来ぶつたうの仏教ぶつぎやうにあひながら、ばうぜんと月日げつじつを送おくり、少も善根ぜんこんをなす事なく、いやましに悪逆あくぎやくをつくる事は、たから宝たからの山やまに入いて、手てをむなしうするかごとし、およそ生命せいめいのはかなき事は、槿花きんくわの露つゆよりおちやすく、春日はるひの雪ゆきよりもはやし、此こことはりを知して、汝等なんぢら悪心あくしんを去さて、善心ぜんしん

にもとつくべし、信力しんりきつよく、(十九ウ)道心どうしんけんごなれ

ば、求もとまるに食はを得る事、春種はるたねをおろし秋実あきねを取とりごとし、仏ぼつの方便ほうへん、神通力しんつうりきによるがゆへなり

我われかく老わ銭せんもたくわへざれども、餓死かする事なし、汝ぬす盗みとれども、少すくも悔くいす、なげかず、然れども、仏知力ちりきいたす所目前ところめづたり、すべからく善心ぜんしんをおこし、今までの悪心あくしん作業わざをさんげすべし、我われ汝にが命いのちをとる事なし、自今ちこん以後いご、心をあらため、もつはら仏道ぶつどうを執行しゆぎやうすべしと、十七人のものどもに、各おの金子きん壹兩いちりやうつゝあたへたまひ、扱あ十念じゆんをさつけ給たまへば、十七人の者ものども、忽たちまち勸喜踊躍くんぎゆやくして、随喜ずいき涙なみだたもとにあまり申まをていわく、誠まことに此所こゝにて生命しやうめいをすつべき所に、有難御ありがたしめし、其上そのかみ金子きんまで(二十オ)下くだし給たまはるだん、生せいせん御ごおん、いかでか報ほうじ申まをさん、今いまより悪心あくしんを去いて、仏道ぶつどう執行しゆぎやう仕候しこうはんと、あまりのかたじけなさに大おほこゑをあけてなきにけり、和尚御わしご覧らんじて、一念ねん発起はつぎぼたひしんなり、いよ／＼仏道ぶつどう執行しゆぎやういたすべしと、御暇ごいまたまはりければ、各おの礼拝らいはい仕し、ちり／＼に立たりきりけり

誠まことに和尚わしごの慈悲じひ、広大ひくわうたいにして、極ごく定ぢやう悪人あくにんまでのこりなく、すくひ給たまふ御ごこゝろゆへ、盜賊とうそくの難なんをのがれまし／＼、かゝつてかゝる悪人あくにん迄まで和尚わしご引導いんたうにあつかる事、前代ぜんだいにも

ためしまれなる事なるへし

京 永田 長兵衛
大坂 鴈金屋庄兵衛 板
(二十ウ)